

# 病院事業だより

## ⑧豊里老人保健施設と短期入所療養介護（ショートステイ）

～市民の皆さんと未来の病院事業と一緒に考えるため、登米市病院事業についてシリーズで紹介します～

### ■豊里老人保健施設の役割

豊里老人保健施設（スマイルとよさと）は、2000年6月に開設し、現在は入所定員75人、通所リハビリテーション定員30人として、主に市内や近隣市町の高齢者に利用されています。

豊里老人保健施設では、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、家庭への復帰を目指すために医師による医学的管理のもと、看護や介護、作業療法士や理学療法士などによるリハビリテーションを中心に、栄養管理・食事・入浴などの日常サービスも提供しています。

利用者の状態や目標に合わせたケアサービスを医師などの専門スタッフが行うことで、夜間でも安心できる体制を整えています。

また、短期入所療養介護（ショートステイ）として一定期間の入所サービスも提供するとともに、通所リハビリテーションにより、日常生活動作の維持・向上を図ることで、自宅で暮らす要介護者と家族を支える役割を担っています。

## ～短期入所療養介護（ショートステイ）～

### ■サービスの内容

短期入所療養介護（ショートステイ）は、療養生活の質の向上と利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的としています。

介護を必要とする人の機能回復はもちろん、日ごろから介護に携わっている人が病気となった場合や冠婚葬祭、旅行などで一時的に介護ができない場合にも利用することができますので、気軽に相談ください。



### Interview

安心して生活できるように



豊里老人保健施設 松田 皇 所長

スマイルとよさとでは、医師や看護師、介護員などが連携し、より良いサービスを提供するため、申し込み時に利用者の思いを聞き取り、それが実現できるように自立に向けての支援をさせていただいています。

「介護老人保健施設」は高齢者しか利用できないと思われがちですが、特定の疾病により介護認定を受けている方も利用できますので気軽に相談ください。

### Interview

利用者を支援すること



(左)八乙女 真理 (右)佐々木 忍

私たちはスマイルとよさとのスタッフとして、利用者の体調を見ながらリハビリテーションの提供や食事、入浴などの介助をしています。

利用者が少しずつ日常生活機能が向上していき、うれしそうに自宅に帰る姿を見ることを励みとしながら日々、支援をさせていただいています。

### 【問い合わせ】

豊里老人保健施設 ☎0225(76)5635

## Information 06

### 橋梁補修工事に伴う 桜岡橋通行止のお知らせ

橋梁の補修工事に伴い、県道古川登米線「桜岡橋」は8月10日（水）から9月20日（火）まで終日全面通行止めとなります。通行規制期間中は交通渋滞が予想されますので、迂回路案内看板に従って、最寄りの国道、県道または市道への迂回にご協力をお願いいたします。（土日・祝日も通行規制を

行います）

なお、桜岡橋隣の「桜岡歩道橋」は常時通行できます。歩行者、自転車（自転車から降り、押し通す）の人は、これまでどおり利用してください。

【問い合わせ】県東部土木事務所登米地域事務所（道路建設班）

☎0220(22)6143



## Information 08

### 優良工事施工業者、技術者を表彰

令和3年度に完成した優良な工事の施工業者、技術者の表彰式が7月20日、迫公民館で開かれ、市発注工事から5件を選出し、施工業者4社、技術者5人が表彰されました。

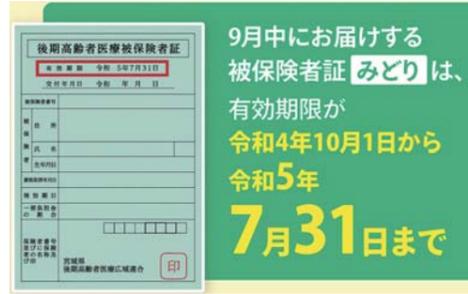
【表彰者】施工業者（代表者）名  
☎0220(58)2166

一男 ☎阿部末吉 ▼柴清工業（柴田真也） ☎後藤大公 ▼大伸建設（佐藤剛） ☎高橋章喜 ▼大伸建設（佐藤剛） ☎遠藤旺 ▼渡辺商事（渡邊潤） ☎佐々木卓哉

【問い合わせ】契約検査室（検査係）

## Information 07

### 後期高齢者医療保険証の更新について



後期高齢者医療制度の医療費窓口負担割合の見直しに伴い、現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」の有効期限は9月30日までとなっております。10月からの新しい保険証は9月中旬に郵送します。新しい保険証の色は、緑色です。医療機関受診などの際、保険証の有効期限にご注意ください。

なお、制度改正の趣旨などの照会を受け付けるため、国

がコールセンターを開設しています。

【後期高齢者窓口負担割合コールセンター】  
☎0120(002)719  
受付時間 ☎月～土曜、午前9時～午後6時

【問い合わせ】 ☎県後期高齢者医療広域連合  
☎022(266)1021  
▼市民生活部国保年金課（年金医療係）  
☎0220(58)2166

## Information 09

### 医療費助成受給資格者証更新について

医療費助成受給資格者証の有効期間は、10月1日から翌年9月30日までの1年間で、受給要件を満たす人には、新しい受給資格者証を9月下旬に送付します。手続きは不要です。また、所得基準額を超えたことなどにより、受給要件を満たさなくなった人には、その旨をお知らせします。

ただし、次に該当する場合は、受給要件が確認できないため、手続きが必要です。

●所得の申告が済んでいない  
場合 ☎確定申告、住民税の申告が必要

告知が必要です

●転入や単身赴任などにより、登米市で所得情報が確認できない場合 ☎同意書（マイナンバー）による情報照会、または所得証明書（扶養人数や税控除額が分かるもの）の提出が必要

【更新対象者】子ども医療費助成、障害者医療費助成、母子・父子家庭医療費助成の全受給者

【問い合わせ】市民生活部国保年金課（年金医療係）  
☎0220(58)2166